

農林水産省 動物検疫所
Animal Quarantine Service
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

京浜港及び千葉港の 指定検査場所向け実務講習会



令和8年5月26日
農林水産省 動物検疫所
検疫部 畜産物検疫課
川崎出張所
羽田空港支所 東京出張所

H/C(HC)(読み方:ヘルス)

輸出国政府機関が発行した検査証明書で、Health Certificateの略語。

申請書の「検査証明書番号」欄に記載された番号が付されている書類。

EST(読み方:イースト)

(指定)処理施設。

アルファベット及び/又は数字で構成され、現物の外装に表示される。

例:AQS999、1234/56789

本日の内容

- 1 指定検査場所での作業
- 2 R7年度の遵守状況調査の結果
- 3 R7年度の不適切事例について
- 4 理解度チェック

本日の内容

- 1 指定検査場所での作業
- 2 R7年度の遵守状況調査の結果
- 3 R7年度の不適切事例について
- 4 理解度チェック

指定検査場所とは

家畜防疫官が畜産物の検査を行う場所は・・・

- 家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するリスクを極力抑えるため、家畜防疫官が指定した場所等に限定。
- 畜産物の検査場所の指定に必要な事項を、「畜産物の輸出入検査場所指定要領」で定めている。

指定検査場所の立地・施設等の要件の概要

立地場所の要件

- ✓ 検査場所は、本船、はしけ等の接岸可能な場所の近隣に所在し、畜産物の搬入が家畜衛生上安全に実施できる場所であること。

※近隣に所在とは、次の場所をいう。

- ①港湾法で「臨港地区」と定められた区域
- ②臨港地区に隣接(道路、河川等をはさむ場合を含む。)する倉庫等の所在する区域
- ③港則法施行令別表第1に掲げる区域に隣接した倉庫等の所在する区域
- ④将来、前記①又は②として指定される見通しのある場所

施設・設備の要件

- ✓ 検査場所は、保税蔵置場等の許可を取得しており(輸出のみの場合を除く。)、畜産物の区分蔵置、家畜防疫官の行う現物検査及び検査に基づく処置を行うのに十分な広さ並びに構造であること。
- ✓ 不合格畜産物の保管場所は、他の貨物と十分な隔離を行えること。
- ✓ 検査のため移動に用いる官用車の駐車場所を提供できること。等

検査の見込み

- ✓ 畜産物の取扱いの見込みが継続的にあること。

指定検査場所の管理等の要件の概要

申請者の責務

- ✓ 検査場所の申請者は、法及び関連する規則等の規定を遵守し、畜産物の適正な管理、防疫措置の迅速な実施及び検査時の家畜防疫官の安全を確保できること。

手順書の作成・周知

- ✓ 検査場所は、畜産物の適正な管理等を行うことを目的として手順書を作成することとともに、畜産物を取り扱う全ての業務関係者に周知、理解させること。等

※手順書には、以下の事項を規定する必要がある。

①管理責任体制

管理責任者、業務責任者、畜産物取扱いの各段階における担当者を配置

②貨物管理体制

禁止事項を十分に理解し、畜産物の搬入、蔵置、取扱い及び搬出の各段階における管理手続等について、動物検疫所の指示事項を遵守する規定を整備

③通報体制

貨物の異常以外に家畜防疫上問題となることが生じた場合、速やかに動物検疫所へ通報

④教育訓練体制

動物検疫所が実施する講習会に参加するとともに、社内伝達講習等により検査場所に従事する者に周知(講習等の実施状況を記録し、保管)

⑤検査時の補助等

検査を安全かつ円滑に行えるよう、開梱作業や消毒等、現物検査を補助

指定検査場所での主な作業

到着前	① 申請書及びH/Cコピーを入手
入庫時	② コンテナの破損・故障等の異常の有無を確認 ③ シールの有無及び異常の有無を確認 ④ H/Cと入庫貨物の外装表示等を照合 ⑤ パレット番号を付与 ⑥ ISS入庫状況登録業務の実施 ⑦ 指定検疫物票をパレットに掲示
現物検査時	⑧ 現物検査実施の有無と検査開始時刻の確認 ⑨ 指定検査パレットの準備、駐車場の確保、検査台等の準備 ⑩ 検査の立会いと補助作業(開梱作業など)等の実施
検査後	⑪ 検査終了の確認 ⑫ 焼却又は返送貨物の適切な管理



① 申請書及びH/Cコピーを入手

貨物の入庫依頼を受けたら…

輸入貨物が指定検疫物かどうかを確認



指定検疫物の場合、
申請書及びH/Cコピーを入手



コンテナ、シール、貨物の外装確認等、
その後の作業に必要な書類。
→必ず、最初に入手すること。

指定検疫物以外の貨物

入庫依頼を受けた貨物が、
指定検疫物以外の物であったとしても…

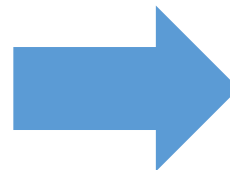
関係書類と相違ないか確認

他アイテムで動検対象と思われる物はないか



動検依頼のない貨物にも動検に対する意識を！
検査を受けずに輸出された畜産物の混入があるかも？！

疑わしい貨物がある場合



速やかに申請者へ連絡

② コンテナの破損・故障等の異常の有無を確認

コンテナの確認

- ・Aコンテナかどうか
- ・H/Cや関係書類上のコンテナ番号との一致
- ・コンテナの破損、故障等の有無

Aコンテナとは…

海上コンテナのうち、以下を全て満たす動物検疫において適性と認められるもの

- ・ 反復、永続して使用できる強固な構造
- ・ 輸送途中、コンテナの積替えが開扉することなく実施でき、封印可能
- ・ 輸送途中、家畜の伝染性疾病の病原体等をコンテナ外に散逸するおそれがない
- ・ コンテナ内外の消毒等が容易に実施可能

コンテナの種類	Aコンテナ？
リーファーコンテナ	○
ドライコンテナ	
オープントップコンテナ	×
フラットラックコンテナ	



Aコンテナであっても、穴が開いている等の破損があった場合、Aコンテナとみなせない可能性があります。

③ シールの有無及び異常の有無を確認

シールの確認

コンテナ開扉前に確認・照合を行うこと

- ・脱落、欠損等の有無
- ・H/Cに記載されたコンテナシール番号との一致
- ・シールは、現物検査終了時まで保管

※紛失注意 現物検査時に確認します！



コンテナ、シールに異常(故障、シールの破損や番号違い等)があれば、作業を中止し、動物検疫所及び申請者へ連絡！

※デバンニング後は返送が難しくなる可能性があるため、コンテナやシール異常時の対応は、輸入者(申請者)にも御相談ください。

また、検査前に輸入者等によるサーベイが予定されている場合は、事前にお知らせください。

④ H/Cと入庫貨物の外装表示等を照合

外装の確認

- ・H/Cと入庫貨物の外装表示を照合
(H/Cが必要ない貨物や輸出貨物は、関係書類で照合)
- ・その他、異常の有無の確認
- ・輸入停止地域(鳥インフルエンザなどの発生国等)からの貨物
→ 製造日が輸入停止措置の対象外であることを確認

重要



H/Cと輸入畜産物の外装表示の照合を行う際は、以下の3点(米国やカナダは4点)を必ず確認すること

- ①品名 ②EST(製造工場) ③商標(マーク)
- ④H/C番号(米国、カナダからの肉類等)

外装表示がH/Cと一致しない輸入貨物(明細外貨物)

→ 輸出国での検査を受けずに到着した貨物の可能性があり、
リスクが高いため取扱い注意！



⑤ パレット番号を付与

パレット番号の付与

- ・パレット積み付けの際、**輸入検査申請の欄ごとに1から始まる連続するパレット番号**を付与。
- ・現物検査は無作為抽出した貨物に対して行うため、**動物検疫所が指定する番号のパレット**を準備。連番管理以外の方法を採用する場合、連番への読替方法(タリーシート上での番号の振り直し等)を要説明。

欄	種類	パレット番号
1	唐揚げ もも串	パレット番号1~5 パレット番号6~10
2	レバー串	パレット番号1~20

< 貨物蔵置に係る注意事項 >



- ・他の貨物と区分して蔵置
- ・貨物の入庫状況についてISS(入庫状況登録)業務を実施
- ・入庫報告後はパレット等の積み直しを行わない
- ・検査終了まで家畜防疫官の許可なく開梱(コンテナ検査の場合は開扉)しない
- ・未検疫畜産物を搬出しない

⑥ ISS入庫状況登録業務の実施

ISSの登録

明細外貨物 : H/Cに記載された情報と一致しないH/C外のアイテム

外装異常(表示) : 全ラベルなし、ラベル一部不良(品名、EST、マーク、H/C No.等)、2重ラベル等

外装異常(梱包) : 箱サイズ違い、ブランド違い、デザイン違い等

※単なるブロークンは報告不要だが、破損によりラベル不良等があれば外装異常として報告。

数量、重量 : 入繰、入軽、入重、オーバー、ショート 等

※入力後、ILI又は指定検疫物票で**入庫結果コードを必ず確認**

現物検査判定後の貨物で入力ミスがあれば、すぐに動物検疫所に連絡を！

ISSにおけるリマーク入力方法

<ラベルに関する報告>

4点確認【①マーク、②EST、③品名、④H/C番号(米国、カナダのみ)】のうち、確認できたものとできなかったものを以下のように入力

例)4点確認のうち、品名あり、H/C、マーク、ESTなしものが1CTあった場合
→1CT:品名あり(H/C、マーク、ESTなし)

<箱違い等の報告>

例1)大きさが異なる箱がある場合 →OCT:箱サイズ違い(品目名又は品番)

例2)ブランド違いの箱がある場合 →OCT:ブランド違いあり(品目名又は品番)

例3)空箱で中身がない場合 →OCT:外箱のみ(中身なし)

<申請にアイテムが複数ある場合の報告>

異常説明に品名や品番も追記

例)カラー、ベリーの2種類があるうち、ベリーに入軽が1CTあった場合
→入軽1CT: - Okg(ベリー)

ISS入庫状況登録業務画面(NACCS 1/2)

【共通部】

ISS01 輸入畜産物検査申請入庫状況登録

ファイル(F) 表示(V)

共通部 繰返部

共通部情報

申請番号

B/L番号

貨物到着時情報

入庫年月日

Aコンテナ・封印 (申請時) 入庫状況確認 (申請時)

1 Aコンテナ・封印 (入庫時) 入庫状況確認 (入庫時)

2 その他の情報

3 明細外検査対象品

品名	数量	梱包数
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

4 その他の貨物情報

その他参考情報

5 その他の参考情報

6 入庫状況確認済

貨物到着時情報

①「Aコンテナ・封印(入庫時)」

「YY」→「Aコンテナかつコンテナ異常無」+「H/Cシール有」

「YN」→「Aコンテナかつコンテナ異常無」+「H/Cシール無」

②「その他の情報」

コンテナに異常があった場合に入力

「1」→コンテナ異常

「2」→コンテナ違い

「9」→その他(直接入力)

*シール異常(脱落、番号違い等)はここへ入力

③ 明細外検査対象品

明細外品(H/Cに記載のない貨物)があった場合に入力

④「その他の貨物情報」

異常貨物(リマーク品)はここに入力!

具体事例・入力文言は

別紙「リマークのISS入力文言一覧」を御参照ください。

⑤ その他の参考情報

ここに入力した情報は、現物検査判定に反映されません!

パレット数など、貨物参考情報を入力

⑥ 入庫状況確認済

入力が完了したら「Y」を入力

ISS入庫状況登録画面(NACCS 2/2)

【繰返部】

ISS01 輸入畜産物検査申請入庫状況登録

ファイル(F) 表示(V)

共通部 繰返部

1 / 7

欄部情報

種類 [] - []

申請時:数量/梱包数 [] [] [] []

7 入庫時:数量/梱包数 [] [] [] []

種類 [] - []

申請時:数量/梱包数 [] [] [] []

入庫時:数量/梱包数 [] [] [] []

種類 [] - []

申請時:数量/梱包数 [] [] [] []

入庫時:数量/梱包数 [] [] [] []

※NACCSパッケージソフト利用時の表示画面です。
Web NACCSでは表示画面が異なります。

欄部情報

- ⑦「入庫時:数量/梱包数」
実際に到着した数量、梱包数(明細外品は除く。)

ISS入力時の注意点

- ・貨物搬入後、速やかに入力。
動物検疫所が現物検査の有無を判定するまでは、訂正可能
(入庫状況コードも更新される)
- ・別紙「リマークのISS入力文言一覧」
に基づいて報告の要否を判断してください。
※判断に迷う事例は動物検疫所に御相談ください。
- ・現物検査の実施又は省略の判定が入った後に、入力内容の
誤りが発覚した場合は、直ちに動物検疫所及び申請者に
連絡してください。
- ・入力文字数に制限があります。
ISS業務のみでは伝わりにくいと感じた場合は、写真、メール、
電話等で補足をお願いします。
正しい情報伝達に御協力をお願いします。



ISS入庫状況登録画面(Web)

動物検疫関連業務 利用者の名 代表者氏名

輸入畜産物検査申請入庫状況登録(ISS)

>> 入力 >> 確認登録 >> 完了

共通部情報

申請番号 HC112541
B/L番号 BL

貨物到着時情報

入庫年月日 20130524

Aコンテナ・封印 Aコンテナ 入庫状況確認 申請時 AOT 入庫時

その他の情報 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z [] { } ~ | \ / : ; < > = + - * / % ^ & # @ ! " ' () ~ | \ / : ; < > = + - * / % ^ & # @ ! " ' () ~ | \ / : ; < > = + - * / % ^ & # @ ! " ' () ~ | \ / : ; < > = + - * / % ^ & # @ ! " ' () ~ | \ / : ; < > = + - * / % ^ & # @ ! " ' () ~ | \ / : ; < > = + - * / % ^ & # @ ! " ' () ~ | \ / : ; < > = + - * / % ^ & # @ ! " ' () ~ | \ / : ; < > = + - * / % ^ & # @ ! " ' () ~ | \ / : ; < > = + - * / % ^ & # @ ! " ' () ~ | \ / : ; < > = + - * / % ^ & # @ ! " ' () ~ | \ / : ; < > = + - * / % ^ & # @ ! " ' () ~ | \ / : ; < > = + - * / % ^ & # @ ! " ' () ~ | \ / : ; < > = + - * / % ^ & # @ ! " ' () ~ | \ / : ; < > = + - * / % ^ & # @ ! " ' () ~ | \ / : ; < > = + - * / % ^ & # @ ! " ' () ~ | \ / : ; < > = + - * / % ^ & # @ ! " ' () ~ | \ / : ; < > = + - * / % ^ & # @ ! " ' () ~ | \ / : ; < > = + - * / % ^ & # @ ! " ' () ~ | \ / : ; < > = + - * / % ^ & # @ ! " ' () ~ | \ / : ; < > = + - * / % ^ & # @ ! " ' () ~ | \ /

ISS在庫状況 ファイル添付の方法

ISS報告時に、文字では伝わりにくい詳細情報を追加で報告する場合、ファイル添付が可能です。

<NACCSパッケージソフトを利用する場合>

- ・業務コードは「MSF02」

https://bbs.naccscenter.com/system/ref_7nac/docs/2015122200472/

- ・区分コードには「OT」と入力する。
- ・添付できるファイル形式(4.6.2参照)

https://bbs.naccscenter.com/data/edi_7nac/4_6.pdf

- ・最大5ファイル、合計5MBまで。

<Webを利用する場合>

- ・ISS入力画面の「添付ファイル情報部分」にファイルをUPし、書類区分には「OT(その他の書類)」を選択する。

添付ファイル情報

添付するファイル: ファイルが選択されていません。説明: ファイル登録/Add

書類区分:

削除チェック	ファイル名	説明	書類区分
<input type="checkbox"/>	添付ファイル1.txt	添付ファイル1	OT

削除/Del

ISS入庫状況登録(マニュアル申請)

NACCSを利用していない申請やISSで報告できない場合、指定検疫物票(書面)に必要事項を記載しFAXやメールで提出。

指定検疫物票				
種 類			仕 出 国 名	
庫 入 時	重量	kgs	商 標	
	個数	個		
仕 出 国	重量	kgs	オ ー バ ー	kgs
	検疫証明書	個数	個	シ ョ ー ト kgs
船(又は機)名			入 港	港 名
			年月日	年 月 日
庫入年月日			検査年月日	
輸入者名			検査官名	
備 考			検 疫 状 況	

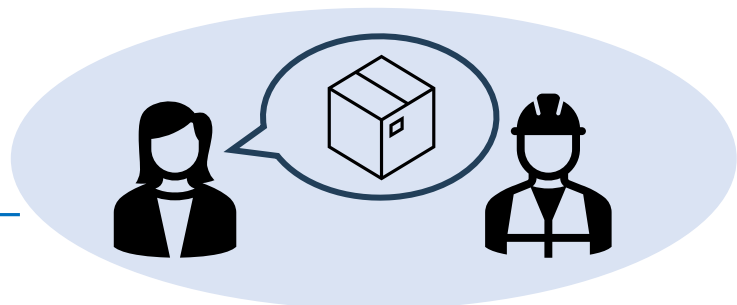
輸出畜産物の現物検査について

現物検査実施の場合は、申請者から指定検査場所に、検査実施の旨の連絡があります。

申請者が、**現物検査パレットの指定**を希望する場合、申請者から指定検査場所に依頼がありますので、動物検疫所宛てに、別途、「入庫票」等のパレット枚数やアイテム名が分かるものを送付してください。

現物検査を行うアイテムが複数ある場合においても、申請者から、指定検査場所担当者に、検査対象となる貨物の情報が共有されます。

申請者と指定検査場所の連携が重要！



⑦ 指定検疫物票をパレットに掲示

指定検疫物票の表示

申請ごと(分割蔵置の場合は分割ごと)に表示

**検査対象物の取り違えや
未検疫貨物の誤搬出防止のため！**

コンテナ検査の場合、コンテナごとに隔離されていることから、指定検疫物票の表示を省略可

※家畜防疫官の指示があるまで**コンテナを開扉しない(シールを切らない)**よう注意

指定検疫物票

動物検疫

2013-05-18 15:01

以下の物品は、他の貨物と隔離の上、搬送し、当該部を離すこと。
また、輸入検査が終了するまで、家畜防疫官の許可なく開封しないこと。

申請番号	HK12534	入庫年月日	
申請者氏名	BHIHOUSAMEI		
荷受人氏名	ABC TRADING CO., LTD.		
生仕国(地域)	AU - WESTERN ISLANDS	品 種	
番籠船(機)名	1231312		
主/主番号			
4コンテナ/封印	/	入庫状況/変入	/
明細外検査対象品	数 量	梱 包 数	

NACCSから印刷可能

申請時	1109 CL	梱包数	1 駄
入庫時			
種 別	110920809 FIG BONE	用 途	日 食料
検査証明番号			
指定検疫施設	品-100		

種 別	検査官名 及び 検査年月日		
	検査状況	見本採取の有無	

現物検査終了後、
家畜防疫官が署名又は捺印

⑧ 現物検査実施の有無と検査開始時刻の確認

現物検査実施の有無の確認

- ・NACCS申請 → ILI(輸入畜産物一覧照会)画面で確認
- ・輸出、マニュアル申請 → 申請者に確認



検査当日朝9時まで判定しています。
9時を過ぎても判定結果が出ていない場合は
お問い合わせください。

検査開始時刻の確認

- ・検査開始時刻は当日朝9時以降に申請者へ確認
(検査状況等により前後する場合あり)

※朝8時半までにISS登録が未完了の場合、現物検査を翌日以降に延期

NACCSからの現物検査の有無の確認方法

輸入：NACCSのILI画面 「検査状況」の「現検」欄で確認

ILI画面

輸入番産物検査申請一覧照会

ファイル(F) 表示(V)

検索条件

申請番号

日/L番号

申請年月日 検査希望年月日

仕出国(地域) 現物検査予定年月日 保管場所

証明書発行年月日 申請種別 申請状況/検査状況

1 /25

全 件

項番	申請番号	回送	申請者	保管場所	仕出国	種類	種別	申請状況							検査状況	
								申請	受付	変更	指示	A封	入庫	B封	入庫	告類
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

「1」:省略

「2」:実施(初回品、リマーク等のため動検が実施と判断したもの等)

「3」:実施(抜き打ち検査対象で現検実施と判定されたもの)

「4」:原則省略(家畜伝染病予防法第40条第2項に該当するもの→実施の場合、動検から連絡)

⑨ 指定検査パレットの準備、駐車場の確保、検査台等の準備

指定検査パレットの準備

現物検査予定時刻までに、指定パレットをに準備

※全量を現物検査場所に準備し、家畜防疫官が現物検査実施時に抽出することも可。

《注意事項》

- ・初回、サンプル品は全アイテムを準備
 - ・明細外貨物、異常貨物及びその比較用の正常貨物も準備
 - ・異常貨物パレットが指定パレットに該当した場合、正常貨物パレットに該当するまでさかのぼって準備
 - ・開梱個数の2倍量に満たないパレットが指定パレットに該当した場合、その前の番号のパレットも準備
- ※開梱数の下限は、「畜産物の輸入検査要領」に基づき、申請数量に応じて決定。

指定検査パレットの準備(事例1、2)

事例1: 輸入検査申請書の欄数が2欄
(1欄: フライドチキン、2欄: つくね)

《準備が必要なパレット》

- ・1欄の指定パレット(フライドチキン)
- ・2欄の指定パレット(つくね)

複数欄ある場合は、欄ごとに1パレットずつ準備

事例2: 輸入検査申請書の欄数は1欄、初回・サンプル品、商品が2種類
(唐揚げ100CT、チキンステーキ100CTで、両方初回・サンプル品)

《準備が必要なパレット》

- ・指定パレット
- ・指定パレットでは確認できない初回・サンプル品のパレット

初回・サンプル品は全商品検査するため、全アイテム1パレットずつ準備

指定検査パレットの準備(事例3、4)

事例3: 指定パレットに貨物が少量しかない

《準備が必要なパレット》

- ・指定パレット
- ・1つ前の番号のパレット

現物検査時の開梱数は、輸入数量に応じて決定。
無作為抽出するためには、パレットには、開梱数の2倍量以上の貨物が必要
(10CT開梱する場合、20CT以上が必要)。

事例4: 異常貨物1CTあり

(デザイン違いのテンダーロインが1CTあり、同一申請にタン、サーロインあり)

《準備が必要なパレット》

- ・指定パレット
- ・異常貨物1CT(テンダーロイン)
※指定パレットがテンダーロイン以外の場合、テンダーロインの正常貨物も必要

異常貨物と比較できる正常貨物も準備

指定検査パレットの準備(事例5)

事例5: 指定パレットが異常貨物

(2アイテムあるうち、1アイテムの全量に異常(EST違いなど)があり、それが指定パレットに当たった場合)

《準備が必要なパレット》

- ・指定パレット(正常貨物のパレットまでさかのぼったもの)
- ・異常貨物のパレット

異常貨物のパレットが指定に該当した場合、正常貨物のパレットに該当するまでさかのぼって準備
(今回の場合は、正常なもう1アイテムのパレットを準備)

駐車場の確保

現物検査をスムーズに進められるよう、駐車場を用意
カラーコーンや「駐車禁止」表示等し、駐車スペースを確保 (検査のある時間帯のみ)

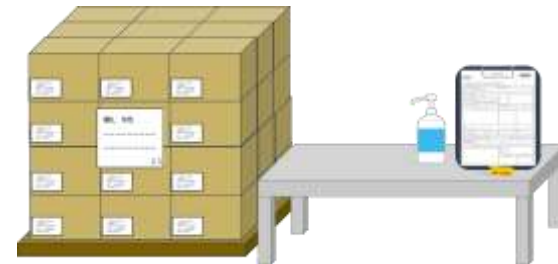
検査台等の準備

- ・検査台(清潔なパレット等での代用も可能)及び手指消毒器
- ・指定パレット
- ・異常貨物(リマーク品)がある場合は、異常貨物とその正常貨物
- ・封印シール
- ・パレット番号がわかるもの
(パレット番号計算エクセルを使用した場合はパレット指定票→横浜・川崎は任意)
- ・指定検疫物票



食品の取扱い

→衛生面に配慮(定期的な清掃、消毒の実施)
コンテナ検査の場合は、屋根や囲障等により異物混入防止



⑩ 検査の立会いと補助作業(開梱作業など)等の実施

検査の立会いと補助作業

円滑な検査の開始及び効率的な検査・消毒を行うための補助

・現物検査時の安全確保

<倉庫の場合>

- ✓ 検査場所までの速やかな誘導
- ✓ 検査エリアの確保
- ✓ フォークリフトでの作業の一時停止

<ヤードの場合>

- ✓ ヤード内車移動時の誘導
- ✓ 周辺でのクレーン作業の一時停止
- ✓ 複数検査場所がある場合の連絡の徹底



⑩ 検査の立会いと補助作業(開梱作業を含む)等の実施

- 予定時刻に検査開始できるよう調整
- 入庫状況の説明
→パレット番号、商品等の説明
- 開梱作業等の補助
→検査台への陳列、バンドルカット、
家畜防疫官が指示したカートンの開梱
- 消毒器材の用意、消毒実施中の旨の表示
→作業員が消毒液やガスに誤って触れないよう配慮



検査貨物に関する状況を把握している者が、開梱に必要な道具を準備した上で立ち会い、補助作業を行うこと

⑪ 検査終了の確認

検査終了の確認(輸入)

NACCSのILI画面から合否の確認が可能

ILI画面

申請番号

日/L番号

申請年月日

仕出国(地域)

証明書発行年月日

検査希望年月日

現物検査予定年月日

申請種別

保管場所

申請状況/検査状況

全 件

項番	申請番号	回送	申請者	保管場所	仕出国	種類	種別	申請	受付	変更	指示	A封	入庫	B封	入庫	吉類	現検	結果

「1」:合格
「2」:その他

※現物検査終了後も空欄のままの場合、合格が保留となっている可能性があります。

⑫ 焼却又は返送貨物の適切な管理

不合格貨物の取扱い

不合格貨物(明細外・輸入停止品・輸入禁止品等)は、監視伝染病の病原体を拡散するリスクがあるため、慎重な管理・取扱いが必要

- ①焼却又は返送する貨物は別パレットに仕分けし、当該貨物をラップ、ビニール等により他の貨物と明確に区分・隔離
- ②焼却等を行う貨物である旨の明確な表示を行う
現場の作業員にも分かるように、番号・バーコード等の管理により、明確に仕分け
- ③焼却等を行う貨物は、可能な限り、その他の貨物(分割申請した場合には本体貨物)から離れた場所に蔵置
- ④焼却等で搬出する際は、動物検疫所発行の指示書及び税関発行の搬出許可書を必ず確認

不合格品の表示例



不合格品には明確な表示を(例)

不合格品 搬出禁止

申請番号:〇〇〇〇〇

動検指示書、税関搬出許可書の確認後搬出

搬出時、担当者に搬出の可否を確認

担当:〇〇、〇〇

指定検疫物票

動物検疫

以下の物品は、他の貨物と隔離の上、搬出し、当該票を掲示すること。
また、輸入検査が終了するまで、家畜防疫官の許可なく搬出しなさいこと。

申請番号	HD00078	入庫年月日	
申請者氏名	YU NIKO SINSEIYA		
荷受人氏名	AAA		
仕出国(地域)	NZ NEW ZEALAND	商標	AAA
荷役組(種)名	FUNE	品名	
箱/上書き号	00000000000000000000000000000000		
エロシテテ/封印	/	入庫状況/輸入	/
明細外検査対象品	数量	梱包数	
申請時	数量	梱包数	
	10,000.00 KG	100 CT	
検査証明書番号	2120110000-BEFP(930JEN)	用途	11-食用
指定処理施設	NZ-		
備考	検査官名 及び 検査年月日		
	検査状況	見本採取の有無	

不合格品搬出に係る動物検疫所発行の指示書

指 示 書

申請番号 [REDACTED]

申請者氏名 [REDACTED]

貴殿より申請の物について下記のとおり指示する。

種類・数量	
1	[REDACTED]

R / I 番号	[REDACTED]	積積船(機)名	[REDACTED]
保管場所	[REDACTED]	仕出国(地域)	[REDACTED]
回送先の保管場所		廃物消毒実施場所	
商 標	[REDACTED]		

指示事項

1. 上記貨物は家畜伝染病予防法第37条により輸入が認められないことから、輸入者の意により焼却を認める。
2. 焼却にあたっては、貴殿より提出された財源書に基づき実施すること。
3. 汚染・事故がないように留意し、その他家畜防疫官の指示に従うこと。

処分取消の訴えは、処分の日から6ヶ月以内において国(訴訟において国を代表する者は法務大臣)を被告として提起しなければなりません。なお、地方の通知から6ヶ月以内であっても、地方の日から1年を経過すると地方の取消の訴えを提起することができなくなります。

農林水産省動物検疫所
家畜防疫官 [REDACTED]

【搬出前】

申請者から**指示書**を入手

【搬出時】

申請番号、種類、数量等の貨物情報を確認し、焼却・返送のために搬出する貨物か確認

滅却(廃棄)承認申請書等により、税関の滅却承認を受けていることを確認

指示書及び返送・焼却時の関係書類は**2年間保管**

⑫ 焼却又は返送貨物の適切な管理

処分までの間、毎月10日に保管状況を報告

※10日が閉庁日の場合は直後の開庁日
(報告書を管轄の動物検疫所までFAX)

コース番号	保税コード

不合格品保管状況確認報告書

申請番号	仕出国	品名	梱包数
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

- ※1) 1申請につき1欄を使用
- ※2) 品名については可能な限り具体名を記載(例:ネギマ串、唐揚げ、冷蔵豚肉、冷凍牛肉)
- ※3) 本体から分割された不合格貨物の場合、分割後の申請番号を記載

上記の貨物につきまして、動物検疫終了後、作業手順書に基づき庫内から搬出することなく保管していることを報告します。

年 月 日

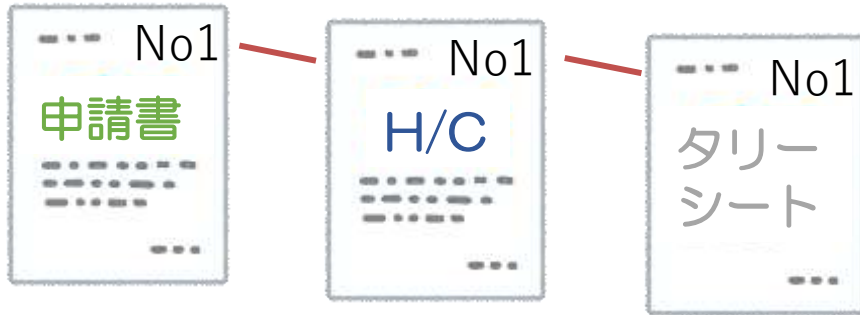
指定検査場所名:

連絡先(TEL):

担当者:

保管書類について(2年間保管)

輸出入畜産物 関係書類



関連書類をセットで保管

- ・申請書(輸出入)
- ・H/Cコピー
- ・タリーシート
- ・指定検疫物票
- ・その他関係書類(I/V、P/L等)

コンテナ、シール、4点確認の結果等
ISSの根拠となる記録を残す！

講習会への参加と社内伝達、教育訓練の記録



動物検疫所の実務講習会



伝達講習の実施
配布資料の回覧

- ・実務講習会 参加記録
 - ・ // 配布資料
 - ・社内伝達講習・教育訓練の記録
- 開催日、講師、参加者の記録を残す！

人事異動時

- ・担当者変更の届出
- ・教育訓練(動物検疫業務の講習)

輸入検査に先立つ植物防疫所の検査①

家畜伝染病予防法第40条第1項

指定検疫物を輸入した者は、遅滞なくその旨を動物検疫所に届け出て、その物につき、原状のままで、家畜防疫官から・・・検査を受けなければならない。

→原則として輸入検査に先立つ開梱は認められません。

ただし、例外として、指定検疫物と植物防疫所の検査対象物がコンテナに相積みされており、植物防疫所による検査のためにコンテナ開扉や開梱検査が必要なときは、動物検疫所の指示事項を確実に履行できる場合に限り、輸入検査に先立つ開梱を認めることがあります。

検査終了後、コンテナは植物防疫所のシールで再封印され、封印箇所にはシール番号を記載した荷札が装着されます。



輸入検査に先立つ植物防疫所の検査②

注意事項

- ① 第三国経由の場合、H/C記載のシール情報を以下のいずれかの方法で確認する。
 - ✓ 植物防疫所から提供される情報
 - ✓ CYから発行されるコンテナシール確認書
 - ✓ 搬入先の指定検査場所から提供される情報(H/C記載のシールがコンテナ内に入っている場合)

- ② 申請者から指定検査場所に、リシールに関する情報(及び開梱した場合はその旨)が共有されるとともに、申請書備考欄に以下の情報が記載される。
 - ✓ 動植物同梱の旨、コンテナ番号、H/Cシール番号、リシール番号

- ③ 指定検査場所は、以下の事項が確認できるコンテナについては、動物検疫所に異常報告することなく開扉することができる。
 - ✓ 申請書備考に、②の情報が記載されていること。
 - ✓ コンテナに、植物防疫所のリシール荷札及びリシールが装着されていること。

この場合、ISS入庫状況登録業務で、「その他の貨物情報」欄に「リシール番号」及び「植防検査時の開梱の有無」を入力してください。

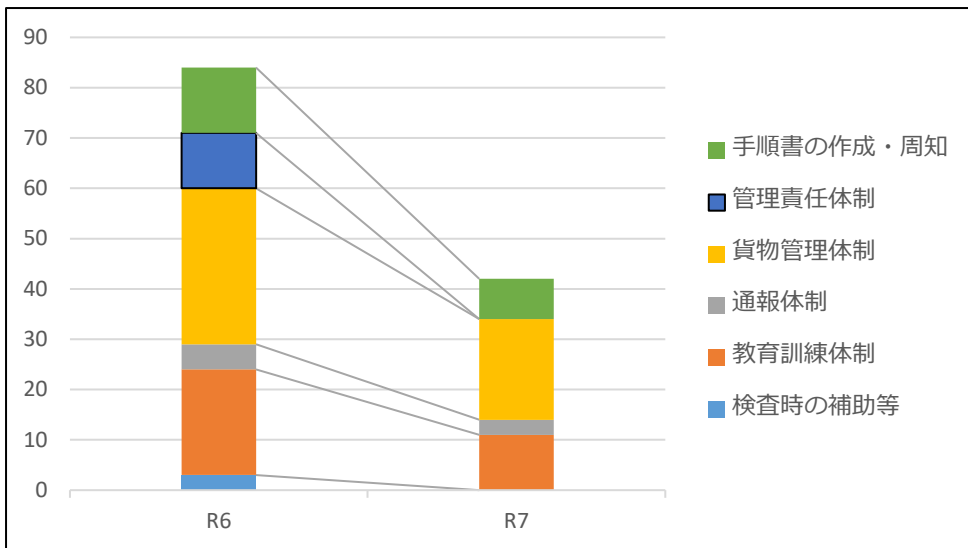
本日の内容

- 1 指定検査場所での作業
- 2 R7年度の遵守状況調査の結果**
- 3 R7年度の不適切事例について
- 4 理解度チェック

R7年度の遵守状況調査の結果(東京港)

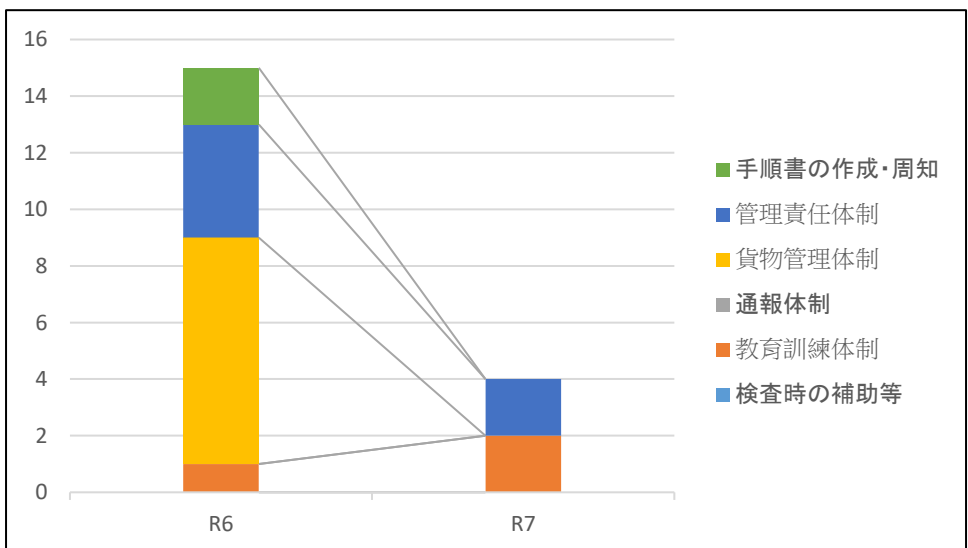
冷蔵庫(86→85カ所)

・全般的に改善した。特に「管理責任体制」が大幅に改善した。



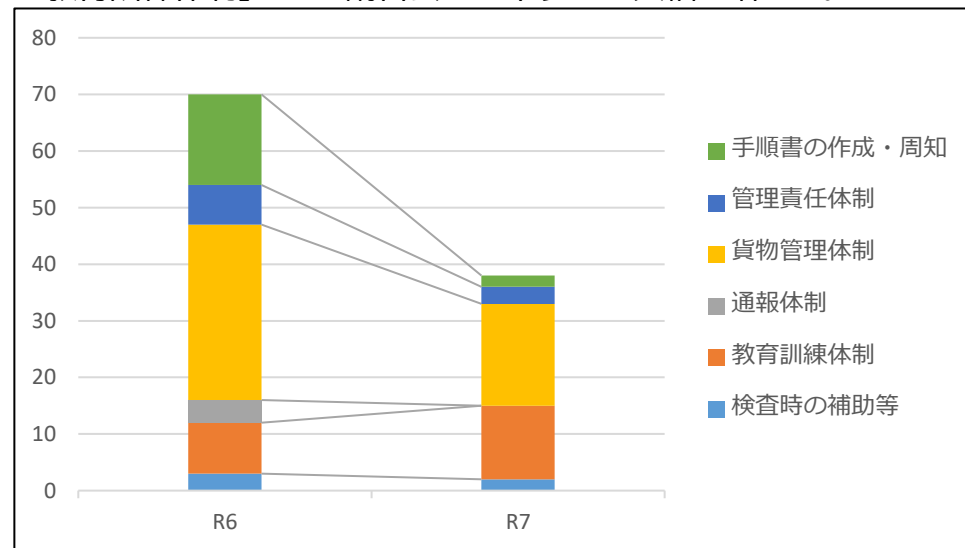
ヤード(18カ所)

・R7は全カ所の「貨物管理体制」を非該当とした。



ドライ(33カ所)

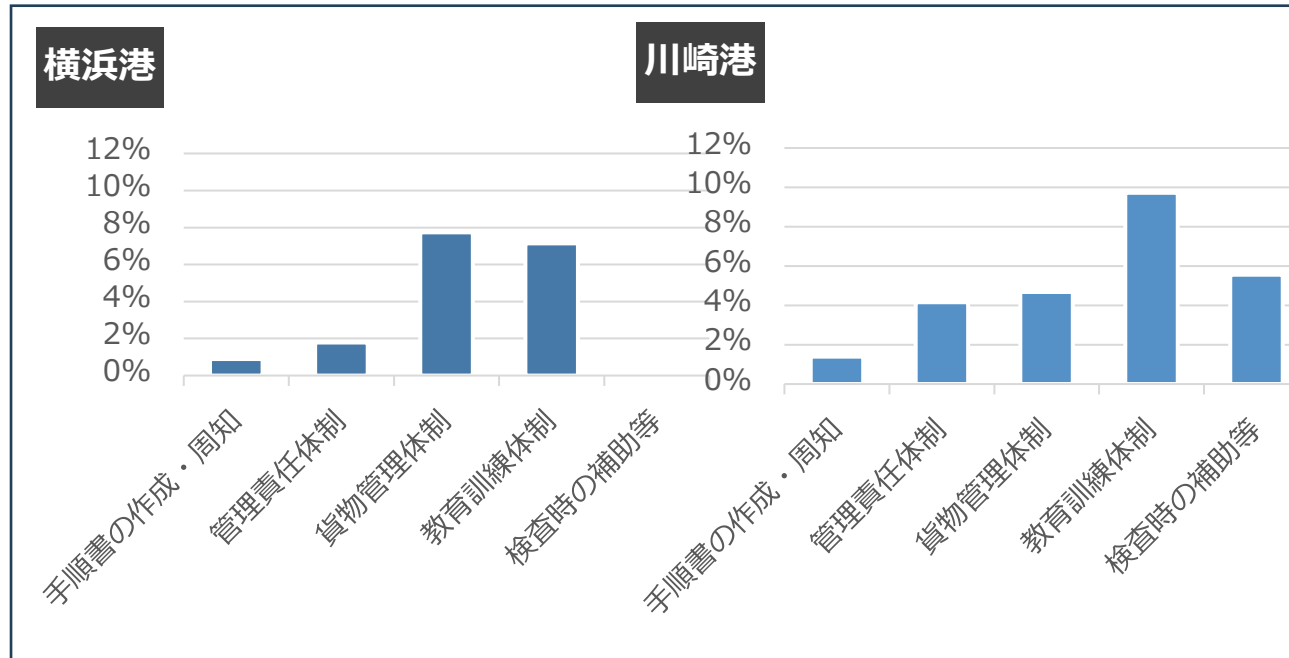
・「手順書の作成・周知」が大幅に改善した。
 ・「教育訓練体制」のうち講習会への不参加が大幅に増えた。



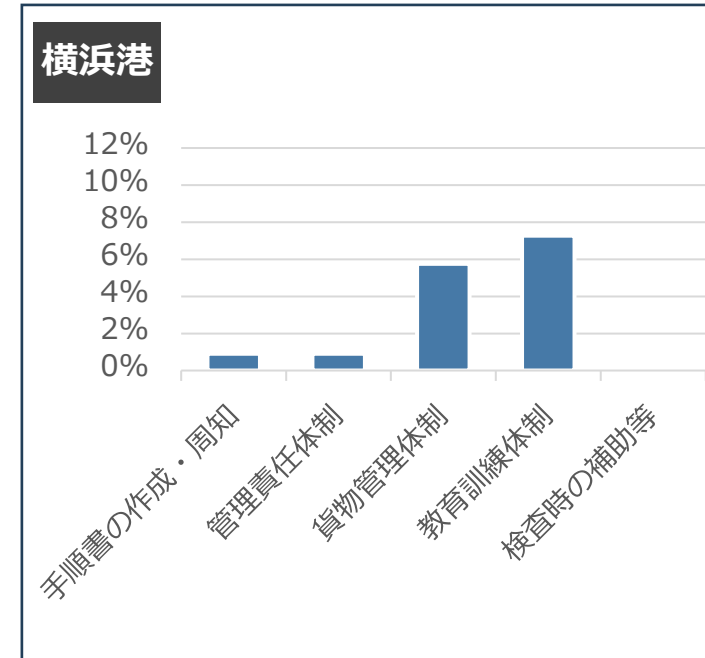
R7年度の遵守状況調査の結果(横浜港・川崎港)


遵守状況調査における調査項目毎の不適率

・冷蔵庫



・ドライ倉庫





遵守状況調査における
指摘事項

★貨物管理体制

- ・手順書で定められているダブルチェックがなされていない
- ・不合格品の管理不備(決められた場所に保管されていない、把握していない)
- ・シールの2年保管ができていない
- ・外装確認や検査証明書との照合記録が残っていない(いつ・誰が・何を)
- ・処分までの間の毎月10日の不合格品の保管状況報告の認識漏れ・周知不足
- ・入庫書類の保存期限(2年)の認識不足
- ・外装確認や検査証明書との照合記録が残っていない
- ・ISS入力方法の理解不足・入力箇所の誤り

遵守状況調査における指摘事項

★教育訓練体制

- ・講習会の不参加
- ・社内伝達講習記録の未記載

★通報体制

- ・体制図の整備・更新漏れ
- ・動物検疫所への共有漏れ

遵守状況調査における指摘事項

★検査時の補助等

- ・現物検査で必要な指定パレット、シール類、対象貨物の事前抽出が十分でなく、検査が円滑に進まなかった。
- ・指定パレットのルールが担当者間で共有されていなかった
- ・管理担当者が正誤確認できない仕組みとなっていた
- ・指定パレットが正しく準備されているのか担当者が十分に説明できなかった。
- ・現物検査の際、フォークリフトの混雑を理由に、指定エリア外での検査を求められた(指定を受けていない場所で検査はできないため、検査場所として使用したい場合は増坪申請を行うよう指示)。
- ・貨物取扱い時の禁止事項を聴取したところ、家畜防疫官の許可なくパレットの積み替えを行わないこと等の十分な説明ができなかった。
- ・検査の際に「どのような補助を行うか」を、担当者が口頭で説明できない。手順書を十分に読み込めていない。

R8年度の遵守状況調査についてのお知らせ

横浜港

横浜港の半数の指定場所が継続申請年度となりますので指定期間を把握していない場合は指定書の確認をお願いします。

調査は6月1日より開始予定。

昨年同様、各倉庫の調査区分・調査方法等を5月29日にメールするため必ず確認をお願いします。

調査を行えなかった倉庫については継続指定が困難となるためご協力をお願いします。

川崎港

調査は7月1日より開始予定。

昨年同様、各倉庫の調査方法等を6月以降順次メールするため必ず確認をお願いします。

調査を行えなかった倉庫については継続指定が困難となるためご協力をお願いします。

東京港・千葉港

東京港・千葉港でも約40か所の指定場所が継続申請年度となりますので、指定期間を把握していない場合は指定書の確認をお願いします。

調査は7月1日より開始予定。

昨年同様、各倉庫の調査方法等を6月以降順次メールするため必ず確認をお願いします。

調査を行えなかった倉庫については継続指定が困難となるためご協力をお願いします。

本日の内容

- 1 指定検査場所での作業
- 2 R7年度の遵守状況調査の結果
- 3 R7年度の不適切事例について**
- 4 理解度チェック



京浜港の指定検査場所で
発生した不適切事例

【事例1】 輸入一時停止対象品(ES産豚肉)の外装確認不足



現物の外装に記載されている梱包日およびBatch numberを確認しておらず、H/Cに記載されている梱包日等と異なることの報告がなかった。
現物検査時に、防疫官の確認により輸入停止品であることが判明。

→ ASFウイルスに汚染された豚肉が国内に流通してしまうリスクあり！

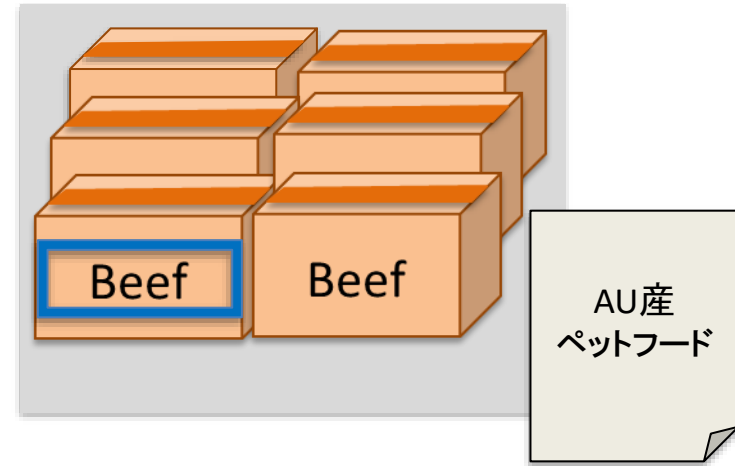
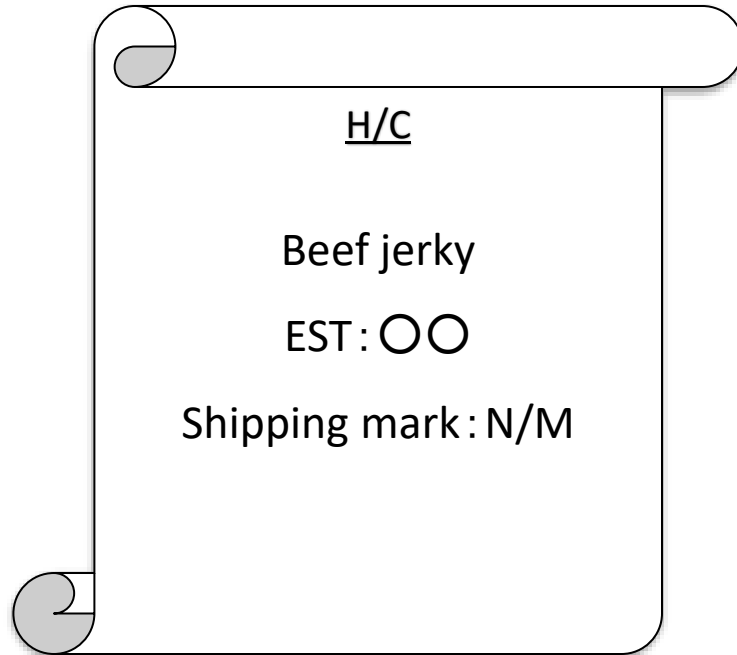
対応の問題点

- 輸入停止措置がとられている品目に対して、梱包日とBatch numberの確認を行わなかった。

正しい対応

- 現物の外装に記載されている梱包日とBatch numberがH/Cの記載と相違ないか確認する。
- H/Cと異なる梱包日又はBatch numberの貨物があることをISS報告で動物検疫所に知らせる。

【事例2】 外装表示に関するISS報告漏れ



現物の外装にESTの記載がなく、品名もH/Cと異なることの報告がなかった。

現物検査時に準備されたパレットには、パレット番号が表示されていなかった。

→ H/Cと異なる物(輸出国が証明していない物)が国内に流通してしまうリスクあり！

円滑な検査に支障をきたすリスクあり！

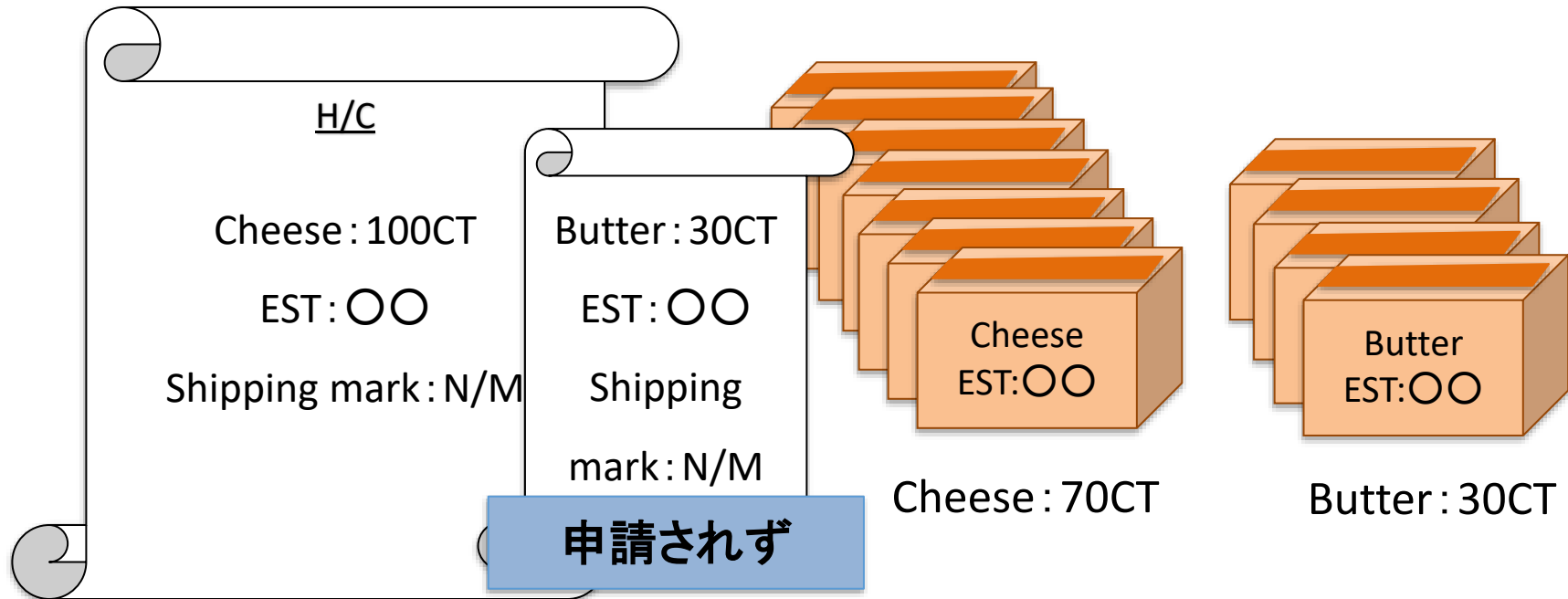
対応の問題点

- 現物にEST表示がないことを報告しなかった。
- 現物の品名がH/Cと異なることを報告しなかった。
- パレットにパレット番号を表示しなかった。

正しい対応

- 現物の外装表示3点(品名・EST・マーク)がH/Cと合致するか確認する。
- 現物がH/Cと異なる場合は現物の状態をISS報告する。
- パレットごとにパレット番号を付与し、指定パレットであることがわかるようパレット番号を表示する。

【事例3】 明細外貨物のISS報告漏れ



事前に明細外貨物が輸送されていることが判明しており、明細外貨物分のH/Cを改めて取得したが、申請には添付されず。一方で、指定検査場所では明細外貨物分のH/Cをあらかじめ入手していたため、H/Cと一致していると判断し、明細外貨物の報告をしなかった。

→ 動物検疫所へ未申請の畜産物が国内に入るリスクあり！

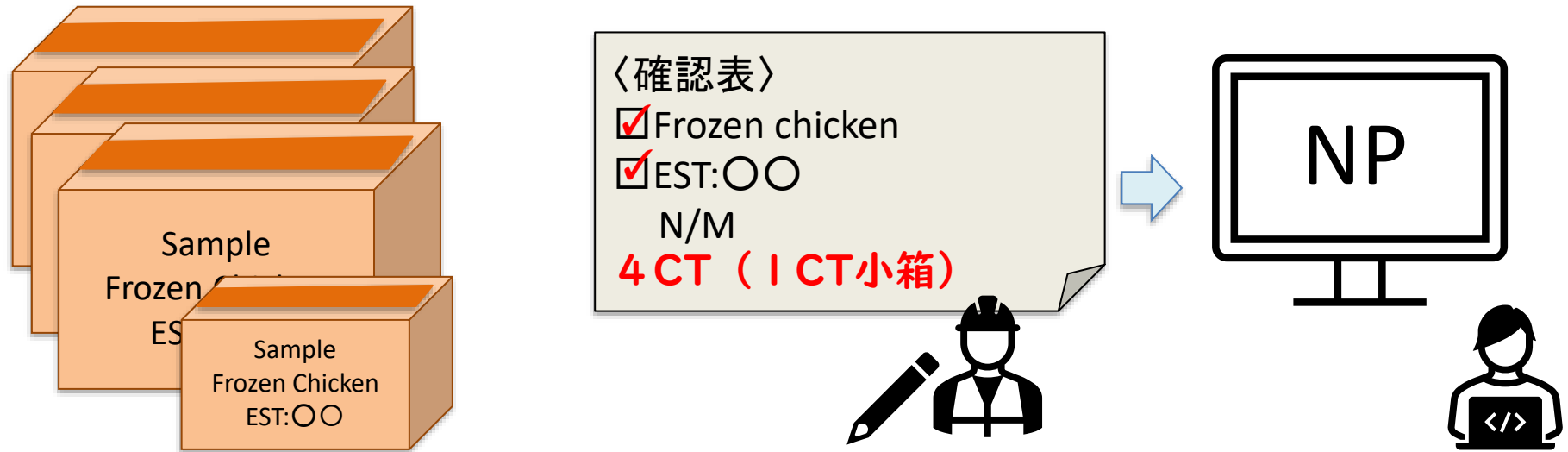
対応の問題点

- 申請されているH/Cと異なる書類で現物の確認を行った。
- H/Cにない品目を明細外貨物として報告しなかった。
- Cheeseは30CTショートであるがショートの報告をしなかった。

正しい対応

- 申請されているH/Cを用いて現物の突合を行う。
- H/Cに記載のない品目は必ず明細外貨物として報告する。
- 現物の総量がH/Cと一致する場合でも、品目ごとの数量が異なる場合は報告する。

【事例4】 箱違いのISS報告漏れ



サンプル品の輸入時に箱のサイズ違いがあり、タリーシートへ記載したが、ISS入力時にこのことを失念しており、問題なしとして報告をした。

入力当日中に誤りが発覚したが、現物検査の際に報告すればよいと判断し、動物検疫所へ訂正の連絡をしなかった。

→ サンプル品とはいえH/Cと異なる物(輸出国が証明していない物)が国内に入る
リスクあり！

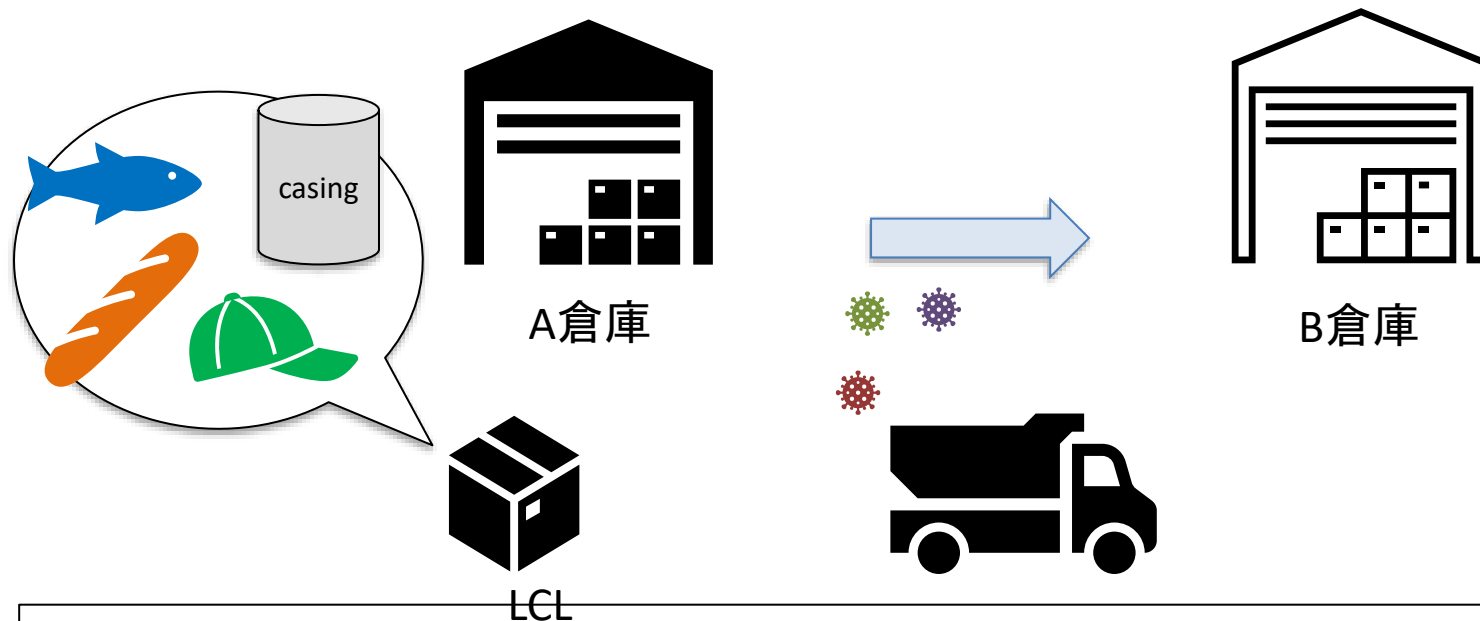
対応の問題点

- Wチェックなど報告漏れを防止する機能が働かなかった。
- ISS報告の誤りに気が付いた時点で速やかに動物検疫所へ報告を行わなかった。

正しい対応

- 確認内容の記入をする際やISSの入力後にはWチェックを行うなど、報告漏れの防止策を怠らない。
- ISS報告の誤りが判明した場合は、速やかに動物検疫所へ報告をする。

【事例5】 対象貨物の見落とし、報告漏れ



豚由来のケーシングが混載貨物でA倉庫に到着し、デバンした。

A倉庫は「Hog salted casing」が鋼管を示していると思い込み、

動物検疫の対象貨物ではないものとして検査を受けずにB倉庫に回送した。

当該貨物はB倉庫へ輸送されたが、密閉されていない車両で、シールもされていない状態で輸送されていたことが判明した。

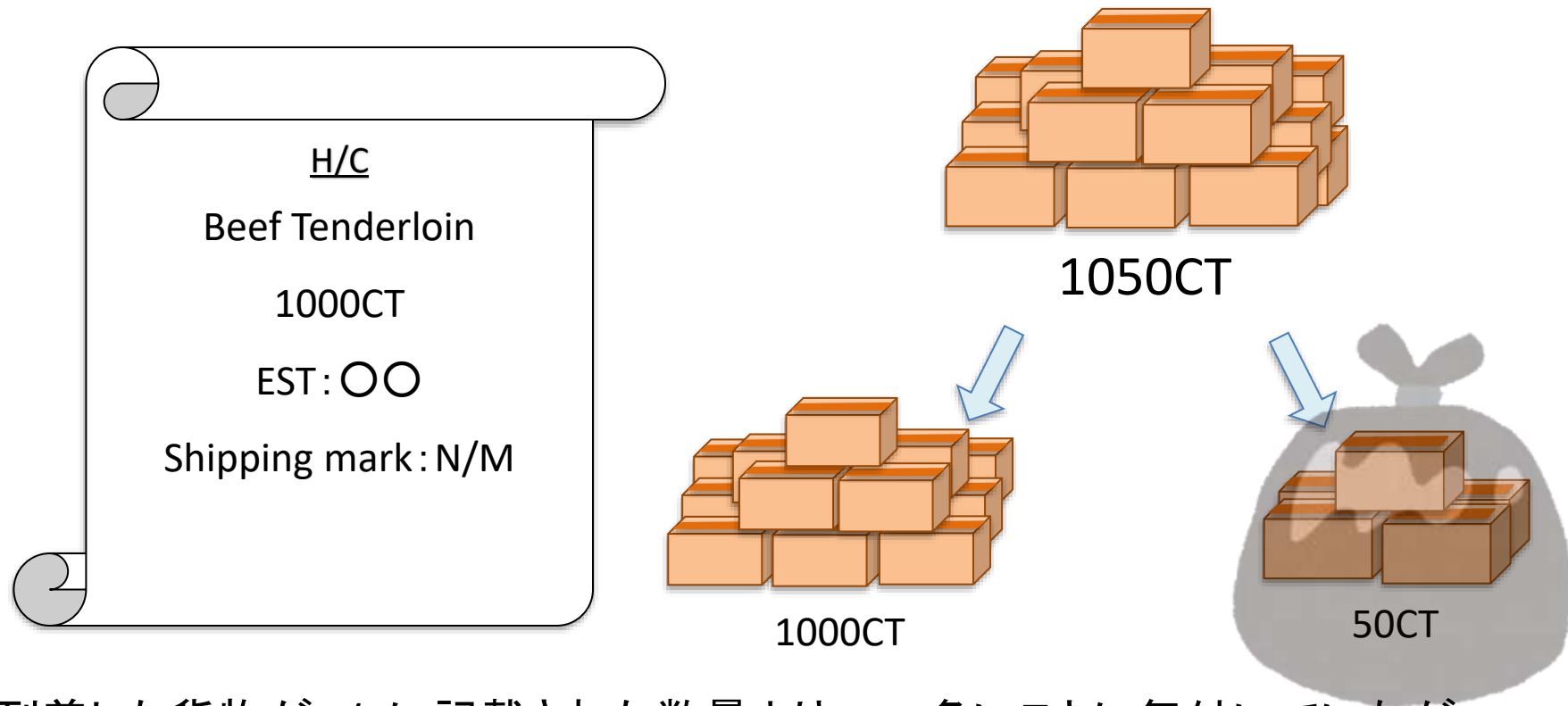
対応の問題点

- A倉庫は動物検疫の対象貨物が搬入されたことに気が付かなかった。
- B倉庫は貨物が到着した際に、密閉されていない車両であること、シールがされていないことを動物検疫所へ報告しなかった。

正しい対応

- 指定検疫物に何が該当するかを認識し、該当貨物がある場合には動物検疫所へ報告する。
- 指定検疫物が到着した際に、密閉されていない・シールがないなど輸送形態に異常がある場合には、速やかに動物検疫所へ報告をする。

【事例6】 オーバーカーゴの隠匿



到着した貨物がH/Cに記載された数量より50CT多いことに気付いていたが、50CTを倉庫内に分けて保管し、ISS報告ではH/C通りの数量として報告した。後日、隠匿が発覚し、動物検疫所へ報告された。

→ **△重大な不正事案として、指定検査場所に対する処分を実施！**

対応の問題点

- 貨物の異常を報告せず隠匿した。
(重大な不正事案！)

正しい対応

- 貨物の異常は必ず動物検疫所
へ報告する。

オーバーカーゴは、正しく報告いただき問題がなければ、
輸入検疫証明書を交付できる場合があります。

【参照】輸出国政府機関の発行する検査証明書に記載された数量を超えて
輸入された指定検疫物の取扱いについて(昭和57年4月13日付け57動検甲第386号)

**不正が確認された場合
検査停止、搬入停止、指定の取消し
など、厳格に対応します。**

コンテナ迷入動物について

コンテナ迷入動物を発見したときの対応

- 1 コンテナ迷入動物を無理に捕獲しようとせず、コンテナの閉扉、隔離等を行い、コンテナ迷入動物の逃亡防止に努めるとともに、速やかに以下に記載の動物検疫所又は保健所に連絡してください。
- 2 コンテナ迷入動物による咬傷事故があった場合は、速やかに最寄りの保健所及び医療機関に連絡し、適切な処置を受けてください。

東京都

動物検疫所羽田空港支所東京出張所

電話番号:03-3529-3021

(不在時:03-5757-9753 羽田空港支所検疫第1課)

千葉県、茨城県

動物検疫所成田支所旅具検疫第2課

電話番号:0476-34-2342

神奈川県、栃木県

動物検疫所検疫部動物検疫課

電話番号:045-751-5973

(不在時:0476-34-2342 成田支所旅具検疫第2課)

その迷い猫、
狂犬病かも?

狂犬病はすべての哺乳類に感染し、人にも感染する病気で、発症するとほぼ100%死亡します。

コンテナ迷入動物を見つけたら…

- 絶対に触らない
- 扉を閉めて逃がさない
- 動物検疫所に通報

動物検疫所 連絡先

北海道・東北支所	Tel: 0123-24-6080	関西空港支所	Tel: 072-455-1986
成田支所	Tel: 0476-34-2342	神戸支所	Tel: 078-222-8990
羽田空港支所	Tel: 03-5757-9753	門司支所	Tel: 093-321-1116
横浜本所	Tel: 045-751-5973	沖縄支所	Tel: 098-861-4370
中部空港支所	Tel: 0569-38-8577		

農林水産省動物検疫所

問合せ窓口

動物検疫所検疫部畜産物検疫課

TEL:045-201-9478

FAX:045-212-4623

e-mail:aqs.yokchiku@maff.go.jp

川崎出張所

TEL:044-287-7412

FAX:044-287-7413

e-mail:aqs.kws@maff.go.jp

東京出張所

TEL:03-3529-3021

FAX:03-3529-3025

e-mail:aqs.tyo@maff.go.jp